

第2期京田辺市“生きる”支援計画

—京田辺市自殺対策計画—

令和6年（2024年）3月

京田辺市

～はじめに～

我が国の自殺者数は、平成10年以降、8年連続で年間3万人を超え、自殺未遂はその10倍以上あると言われていること及び自殺や自殺未遂が親族等にも深刻な心理的影響を与えていていることから自殺対策を総合的に推進することが求められています。

そのような状況をうけ、国において、自殺対策を社会全体の取組として総合的に推進することを目的とした「自殺対策基本法」が平成18年に施行され、平成22年以降は、自殺者数は減少し、令和元年には2万169人となりました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大が本格化した令和2年からは2万1千人台が続いており、令和4年時点では、女性は3年連続の増加、小中高生は過去最多となっています。

平成28年4月の「自殺対策基本法」改正において、すべての自治体に、地域の自殺対策計画の策定が義務づけられたことを機に、本市におきましても、「京田辺市“生きる”支援計画－京田辺市自殺対策計画－」を平成31年度からの5か年計画として策定し、基本理念として掲げる「すべての市民の“いのち”を大切にするまち 京田辺」の実現に向け各事業に取り組んでまいりました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、健康上の問題だけではなく、過労、困窮、育児や介護疲れ、孤独など様々な社会的要因が複合化して起こると言われています。今回策定した第2期計画では、市民一人ひとりが自分らしく、いきいきと生活していくことはもちろんのこと、それぞれが自殺対策の一翼を担っているという意識をもち、行動につなげていただけるよう、具体的な施策を推進してまいります。

誰もが自殺に追い込まれることのないまちを目指し、取り組んでまいりますので、引き続き、地域団体、企業事業所、市民の皆様のご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました関係機関の皆様、市民アンケート及びパブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

令和6年（2024年）年3月

京田辺市長

上村 勝



目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1. 計画の策定趣旨	1
2. 新しい自殺総合対策大綱のポイント	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の推進体制	4
5. 計画の期間	4
6. 「自殺」という言葉の使用について	4
第2章 まちの現状と課題	5
1. 統計データからみる現状	5
2. アンケート調査結果からみる現状	11
3. 第1期計画の評価検証	18
4. 課題のまとめ	20
第3章 基本的な考え方	21
1. 計画の基本理念	21
2. 計画の目標	21
3. 施策体系	22
4. 「持続可能な開発目標（SDGs）」について	23
第4章 具体的施策の展開	24
1. 基本施策	24
2. 重点施策	28
3. 事業の一覧	32
資料編	45

第1章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画の策定趣旨

我が国の年間自殺者数は平成10（1998）年に3万人を超えるという深刻な事態に陥り、この危機的状況に対応するために、平成18（2006）年に「自殺対策基本法」が施行されるとともに、翌年には政府が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」（以下、「大綱」といいます。）が閣議決定されました。その後、大綱は現在までに3度見直しが行われ、平成29（2017）年の見直しでは、新たな大綱の閣議決定に合わせて地域自殺対策計画を策定することが地方自治体に求められるようになりました。

その間、我が国の年間自殺者数は減少傾向で推移してきましたが、令和元（2019）年度末頃に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、自殺者数は再度増加に転じました。令和4（2022）年に見直された最新の大綱では、新型コロナウイルス感染症の影響によって自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数の増加が指摘されており、これらの対象者への一層の支援の強化が求められているところです。

一方で、京都府の状況に目を向けると、府内における自殺者数は平成10（1998）年に急増し、年間600人を超えて以来、深刻な状態が継続してきました。そのため、京都府においては、平成19（2007）年に京都府自殺対策連絡協議会でとりまとめられた「京都府における自殺対策のあり方に関する提言」を踏まえて、対策を強化してきました。自殺者数は平成25（2013）年以降は減少傾向となっており、令和元（2019）年時点での人口当たり自殺者数は都道府県で2番目に低くなりました。

本市では、平成31（2019）年3月に「京田辺市“生きる”支援計画－京田辺市自殺対策計画－」（以下、「第1期計画」といいます。）を策定し、自殺対策を総合的に推進してきたところです。令和5（2023）年度をもって第1期計画の計画期間が終了となることから、国、府等の動向を踏まえるとともに、大規模災害や新型コロナウイルス感染症の影響による暮らしの不安やこころの悩みなどの新たな課題にも対応するため、「誰も自殺に追い込まれることのない京田辺市の実現」を目指し、「第2期京田辺市“生きる”支援計画－京田辺市自殺対策計画－」（以下、「本計画」といいます。）を策定することとしました。

2. 新しい自殺総合対策大綱のポイント

令和4（2022）年10月に閣議決定された、新しい大綱のポイントは以下のとおりです。

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。
- 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- 令和5（2023）年4月に設立が予定されている「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

2 女性に対する支援の強化

- 妊娠婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

3 地域自殺対策の取組強化

- 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- 地域自殺対策推進センターの機能強化。

4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。

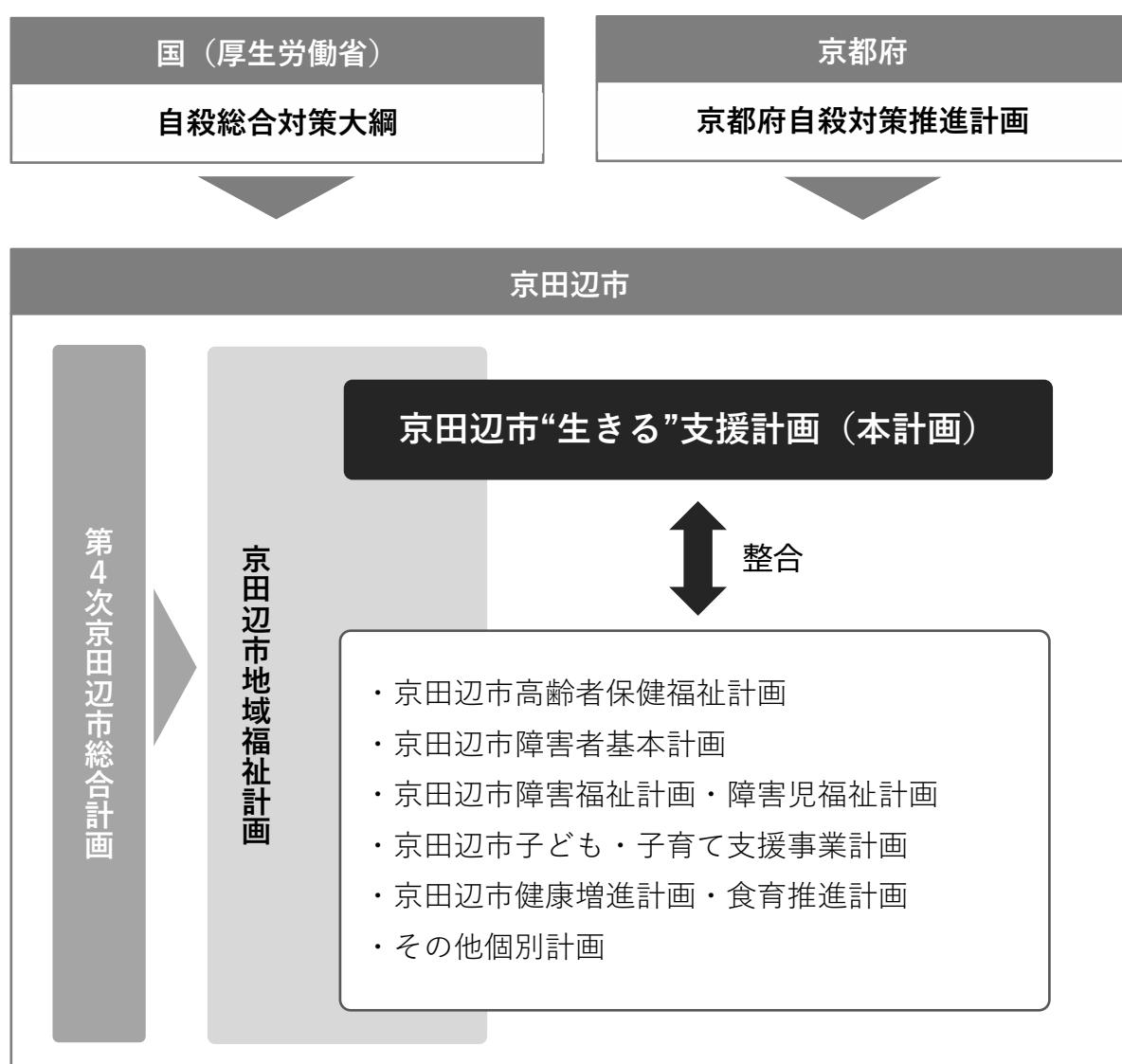
資料：厚生労働省「自殺総合対策大綱の見直しのポイント」

3. 計画の位置づけ

本計画は、令和4（2022）年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」の方針を踏まえ、「自殺対策基本法」第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、本計画は、「第4次京田辺市総合計画」を上位計画とし、「京田辺市地域福祉計画」をはじめ、「京田辺市高齢者保健福祉計画」「京田辺市障害者基本計画」「京田辺市障害福祉計画・障害児福祉計画」「京田辺市子ども・子育て支援事業計画」「京田辺市健康増進計画・食育推進計画」などの関連計画との整合性に留意することとします。

■本計画の位置づけのイメージ



4. 計画の推進体制

本計画は、「京田辺市障害者基本計画等策定委員会」及び「京田辺市障害福祉推進会議」において進捗管理を行い、国及び京都府の意見も踏まえつつ、計画的に推進していきます。

5. 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

ただし、「自殺対策基本法」または「自殺総合対策大綱」が改正された場合など、必要に応じて見直しを行うこととします。

年度	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033
計画期間															

第1期計画

第2期計画（本計画）

次期計画

6. 「自殺」という言葉の使用について

本計画では、「自殺」「自死」という言葉に様々な意見があることを踏まえたうえで、国や京都府の対策とも足並みをそろえて、総合的に対策を推進する意味を含め、「自殺」という言葉を使用します。

第2章 まちの現状と課題

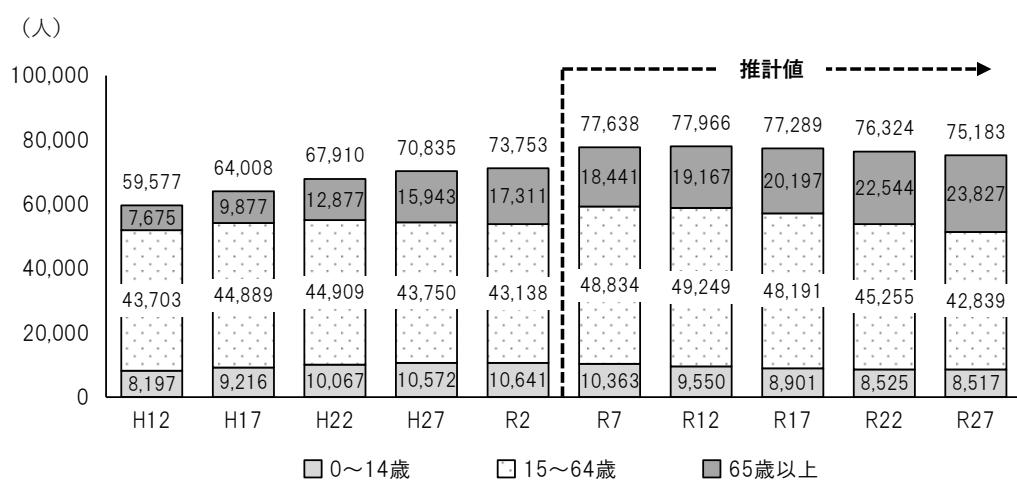
1. 統計データからみる現状

(1) 人口構造の特徴

① 人口の推移と推計

○総人口は増加傾向で推移しており、令和2（2020）年時点では73,753人となっています。令和元（2019）年度に策定した人口ビジョンの市独自推計では、令和12（2030）年まで人口増加傾向が続く一方、それ以降は減少傾向に転じることを見込んでいます。

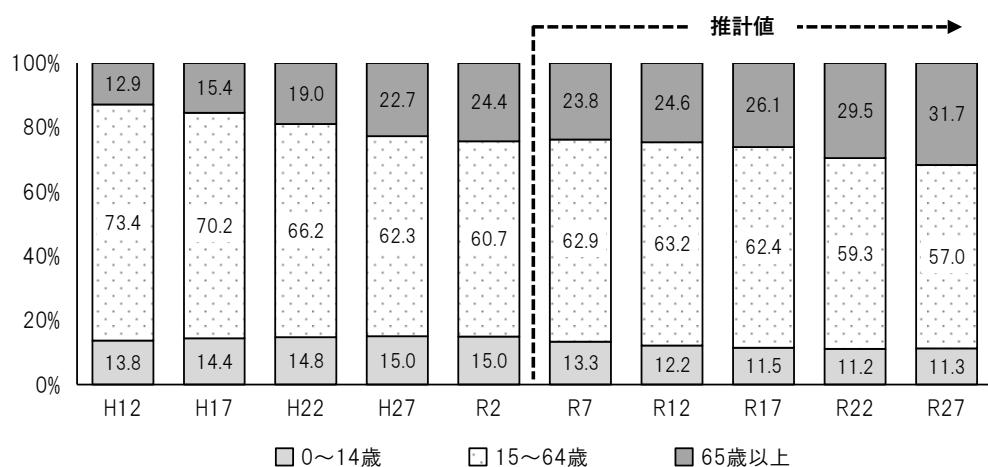
■年齢3区分人口の推移と推計



資料：総務省「国勢調査」、京田辺市「第2期京田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

※総人口は年齢不詳を含むため、各年齢層の合計とは一致しない。

■年齢3区分人口割合の推移と推計



資料：総務省「国勢調査」、京田辺市「第2期京田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

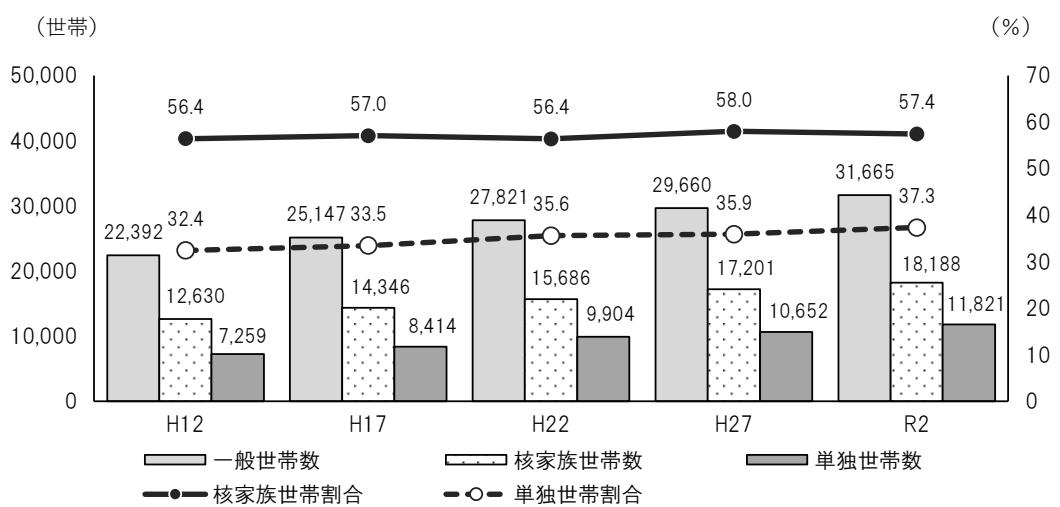
※年齢不詳を除いた人口に対する割合を掲載している。

②世帯の状況

○世帯数の推移をみると、一般世帯数は増加傾向にあり、令和2（2020）年時点で31,665世帯となっています。核家族世帯及び単独世帯も増加傾向にあり、令和2（2020）年時点で核家族世帯は18,188世帯、単独世帯は11,821世帯となっています。核家族世帯の割合はほぼ横ばいで推移していますが、単独世帯割合は上昇傾向にあります。

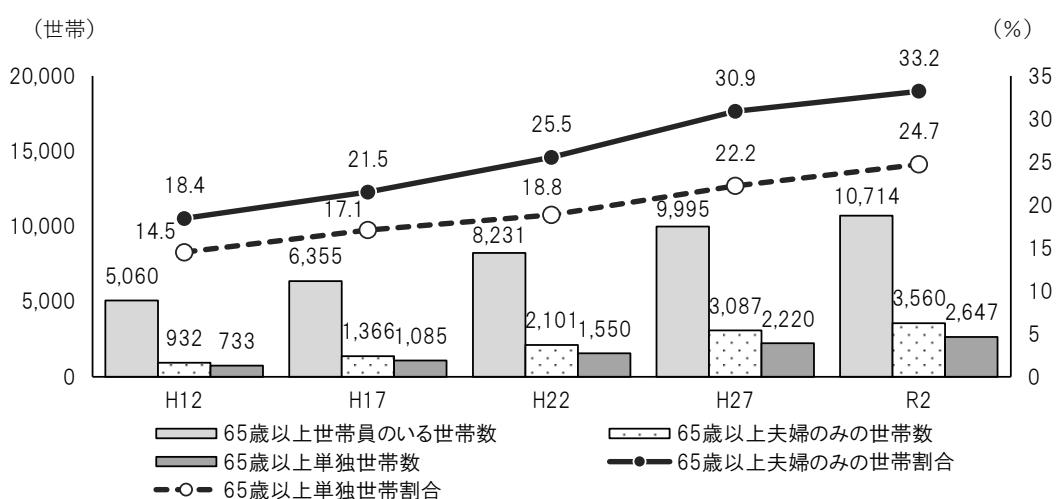
○高齢化の進行に従って高齢者のいる世帯数も増加傾向にあり、令和2（2020）年時点で10,714世帯となっています。そのうち高齢夫婦世帯は3,560世帯で全体の33.2%、高齢単身世帯は2,647世帯で全体の24.7%を占めています。

■世帯数及び割合の推移



資料：総務省「国勢調査」

■高齢者のいる世帯数及び高齢者単独世帯・高齢夫婦割合の推移



資料：総務省「国勢調査」

※「65歳以上夫婦のみの世帯割合」「65歳以上単独世帯割合」は「65歳以上世帯員のいる世帯数」を分母としている。

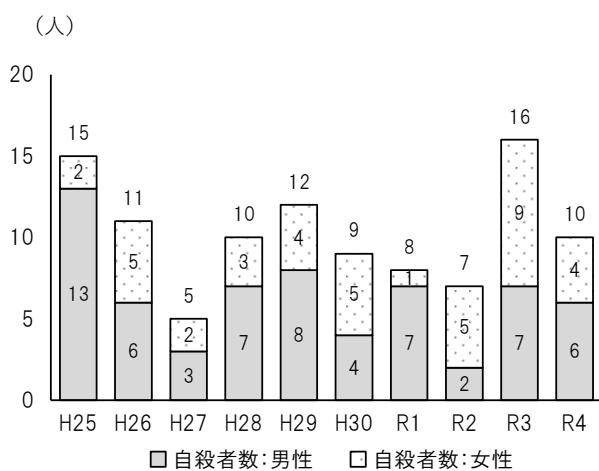
(2) 自殺に関する動向

①直近 10 年間の動向

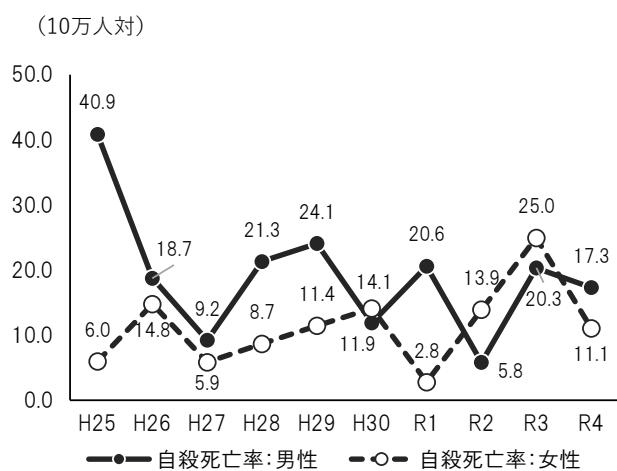
○年によって増減はありますか、平成 25 (2013) 年から令和 2 (2020) 年にかけて自殺者数は減少傾向で推移していましたが、令和 3 (2021) 年には 16 名と増加しています。自殺死亡率については、男性は平成 26 (2014) 年以降、増減はありつつも横ばい傾向で推移していますが、女性は令和 3 (2021) 年が上昇しました。

○年齢別に自殺者数をみると、平成 27 (2015) 年頃までは 50 歳代以上が多くを占めていましたが、それ以降は 40 歳代以下が占める割合が大きくなっています。

■自殺者数の推移

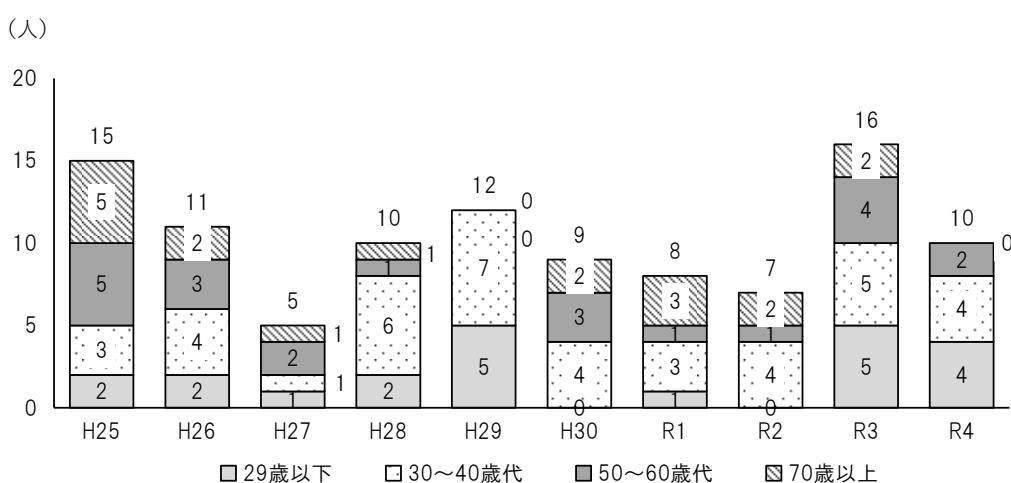


■自殺死亡率の推移



資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

■年齢別自殺者数の推移

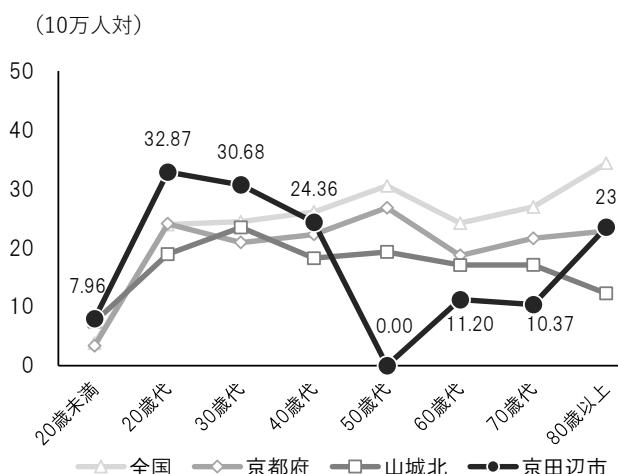


資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

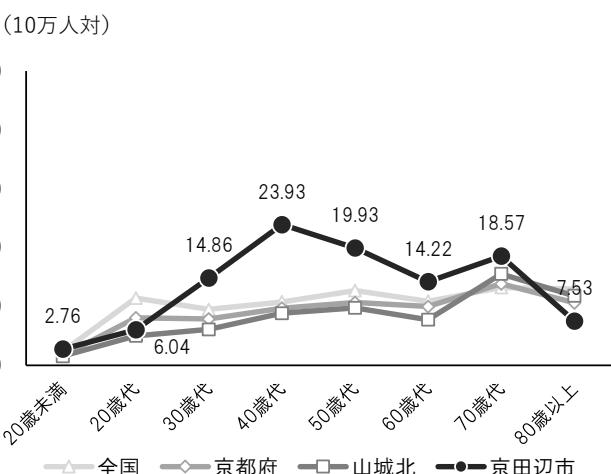
②性・年齢別でみる自殺死亡率の比較

○平成 29 (2017) 年から令和 3 (2021) 年における自殺死亡率をみると、男性は 20~30 歳代、女性は 30~70 歳代が国・府・山城北医療圏と比べて高くなっています。

■男性：年齢別自殺死亡率の比較



■女性：年齢別自殺死亡率の比較



資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

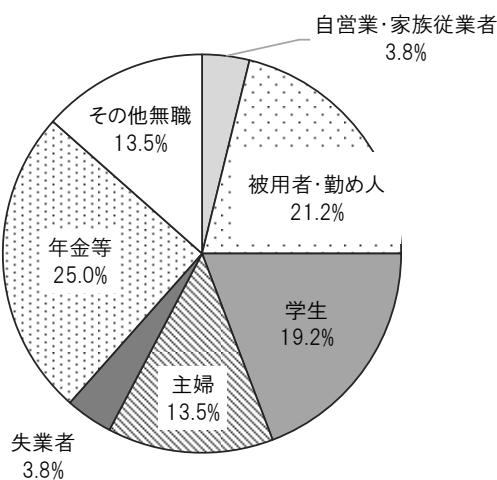
※平成 29 (2017) 年から令和 3 (2021) 年までの平均値を掲載している。

※山城北医療圏：京田辺市、八幡市、久御山町、宇治市、城陽市、宇治田原町、井手町

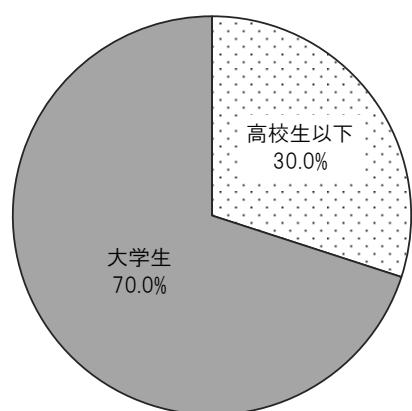
③自殺者の職業

○平成 29 (2017) 年から令和 3 (2021) 年について、その職業の内訳をみると、「年金等」が最も高く、次いで「被用者・勤め人」「学生」が高くなっています。なお、「学生」の内訳をみると、大学生の占める割合が高くなっています。

■自殺者の職業の内訳



■「学生」の内訳



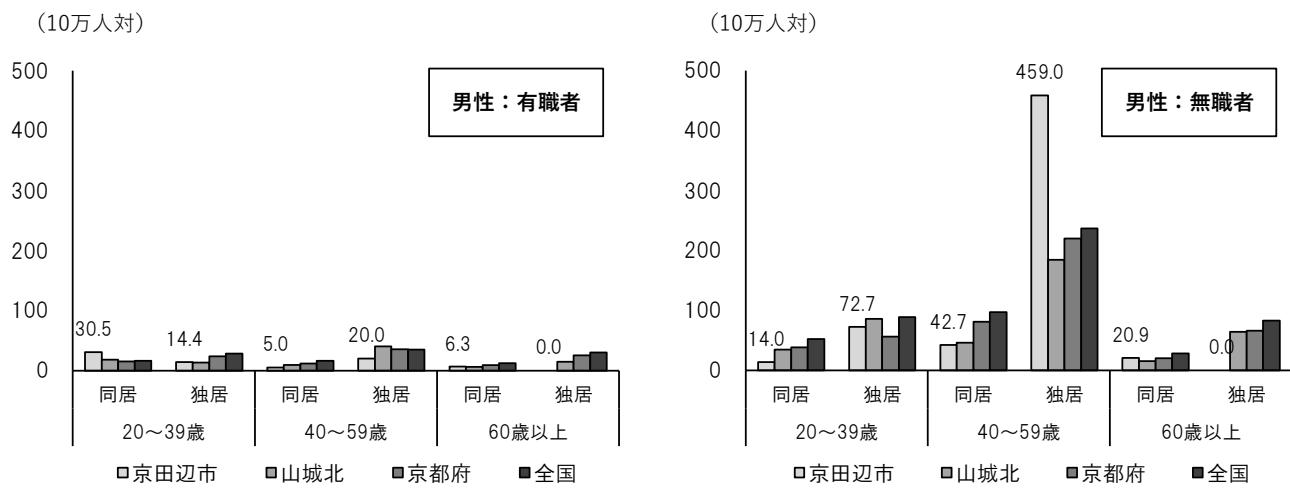
資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

※平成 29 (2017) 年から令和 3 (2021) 年までの平均値を掲載している。

④職業の有無・同独居別でみる自殺死亡率の比較

○職業の有無・同独居別でみると、男性は20～39歳の有職・同居者、40～59歳の無職・独居者、女性は20～39歳の有職・同居者、40～59歳の無職・同居者及び独居者、60歳以上の無職・同居者が国・府・山城北医療圏と比べて高くなっています。

■男性：年齢・職業の有無・同独居別でみた自殺死亡率の比較

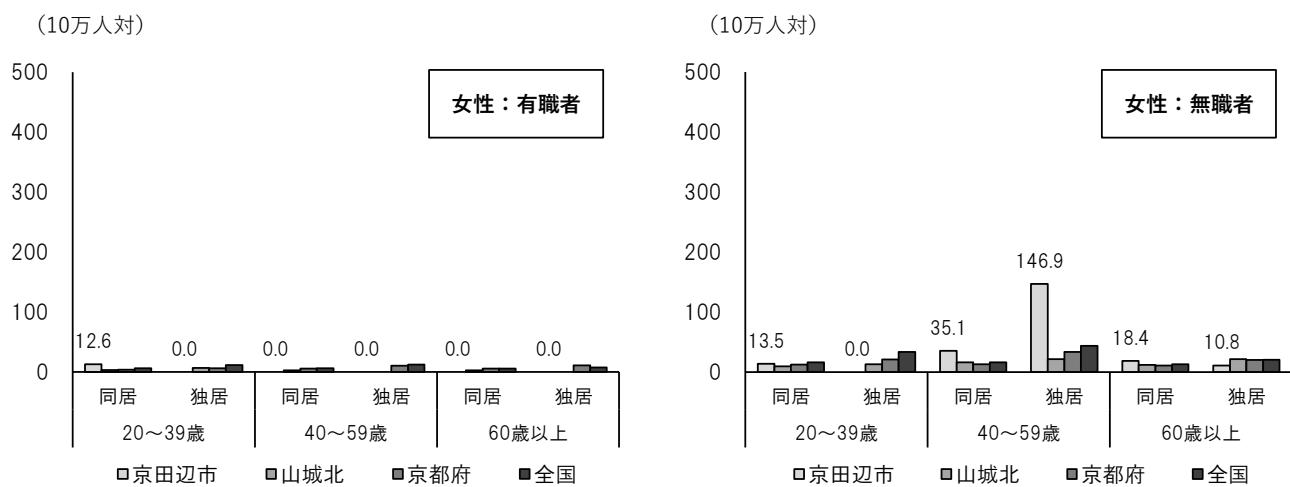


資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

※平成29（2017）年から令和3（2021）年までの平均値を掲載している。

※山城北医療圏：京田辺市、八幡市、久御山町、宇治市、城陽市、宇治田原町、井手町

■女性：年齢・職業の有無・同独居別でみた自殺死亡率の比較



資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

※平成29（2017）年から令和3（2021）年までの平均値を掲載している。

※山城北医療圏：京田辺市、八幡市、久御山町、宇治市、城陽市、宇治田原町、井手町

⑤性・年齢別でみる既遂者の背景

○自殺死亡率の高かった 20~39 歳男性は仕事や職場、失業などの問題が、40~59 歳女性は職場や近隣、家族間での人間関係の問題が背景にある可能性が指摘されています。

生活状況				背景にある主な自殺の危機経路（例）
男性	20~39 歳	有職	同居	職場の人間関係／仕事の悩み（ブラック企業）→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
			独居	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺／②【非正規雇用】（被虐待・高校中退）非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
		無職	同居	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
			独居	①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
	40~59 歳	有職	同居	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
			独居	配置転換（昇進/降格含む）→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
		無職	同居	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
			独居	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
		60 歳以上	有職	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
			独居	配置転換／転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺
			同居	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
			独居	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
女性	20~39 歳	有職	同居	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
			独居	① 非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 ② 仕事の悩み→うつ状態→休職/復職の悩み→自殺
		無職	同居	DV 等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
			独居	①【30代その他無職】失業→生活苦+うつ状態→孤立→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→就職失敗+うつ状態→自殺
	40~59 歳	有職	同居	職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態→自殺
			独居	職場の人間関係+身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
			独居	夫婦間の不和→離婚→生活苦→うつ状態→自殺
		60 歳以上	有職	介護疲れ+家族間の不和→身体疾患+うつ状態→自殺
			独居	死別・離別+身体疾患→うつ状態→自殺
			同居	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
			独居	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

2. アンケート調査結果からみる現状

（1）調査の概要

①調査実施の趣旨

市民の皆さんや市内企業にお勤めの方、市内大学に通う方より、心の健康に関連する現状や悩みなどについてお伺いし、計画づくりの参考とさせていただくことを目的として実施しました。

②実施概要

ア) 市民アンケート調査

- ・調査対象：市内在住の18歳以上の方 1,000件
- ・調査時期：令和4（2022）年12月5日～12月19日
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収による本人回答方式（Web回答可）
- ・回収状況：361件（回収率：36.1%）

イ) 企業アンケート調査

- ・調査対象：市内企業 1,150件
- ・調査時期：令和4（2022）年12月5日～12月19日
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収による本人回答方式（Web回答可）
- ・回収状況：34件（回収率：3.0%）

ウ) 大学生アンケート調査

- ・調査対象：同志社大学・同志社女子大学（京田辺キャンパス）所属の1・2回生
- ・調査時期：令和5（2023）年6月1日～6月30日
- ・調査方法：チラシ配布による本人回答方式（Web回答のみ）
- ・回収状況：71件

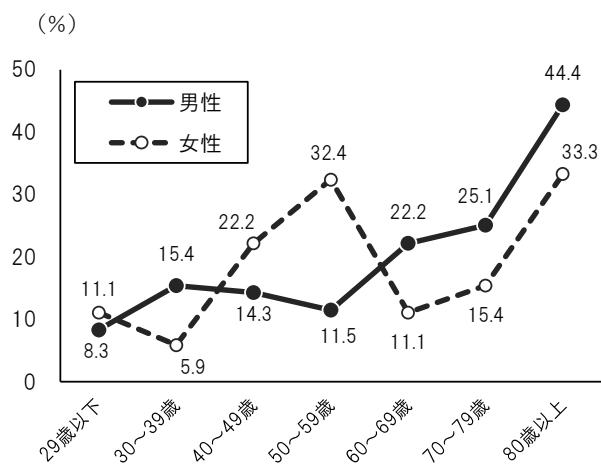
(2) 市民アンケート調査結果

①心身の健康状態

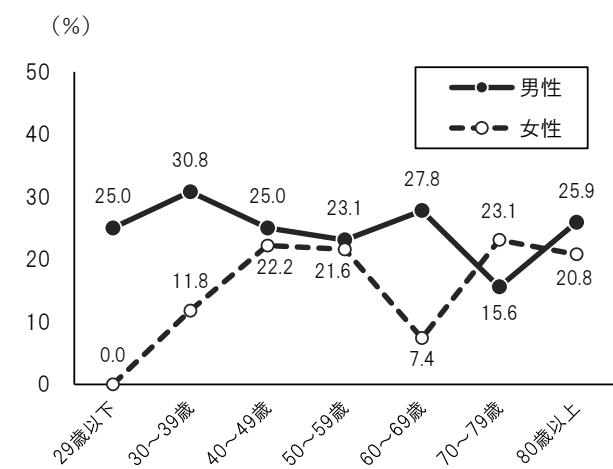
○主観的健康状態については、男性は年齢が上がるにつれて良くないと回答する割合も上昇していますが、女性の場合、40～50歳代でも割合が高くなっています。なお、生きがいを感じないという回答については、ほとんどの年齢層において男性が女性を上回っています。

○心の健康状態の要注意判定については、男性では29歳以下、女性では50歳代で高くなっています。また、自殺を考えたことがあるかについては、男女ともに29歳以下と50歳代で「ある」が高くなっています。

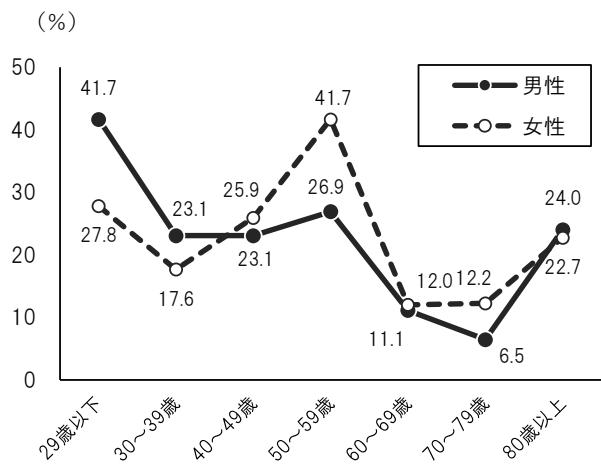
■主観的健康状態（「良くない」割合）



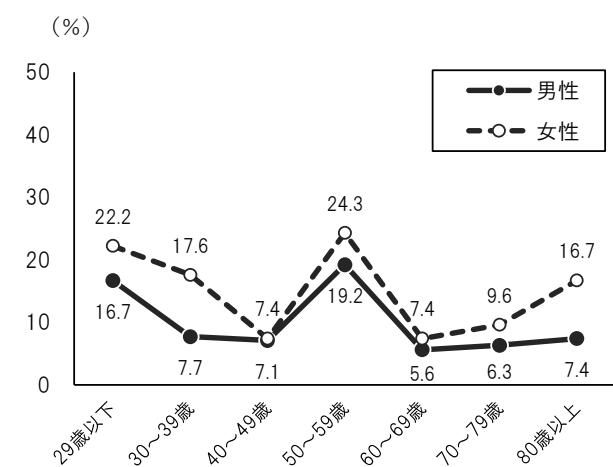
■生きがいを感じるか（「感じない」割合）



■心の健康状態（「要注意」判定※の割合）



■自殺を考えたことがあるか（「ある」割合）

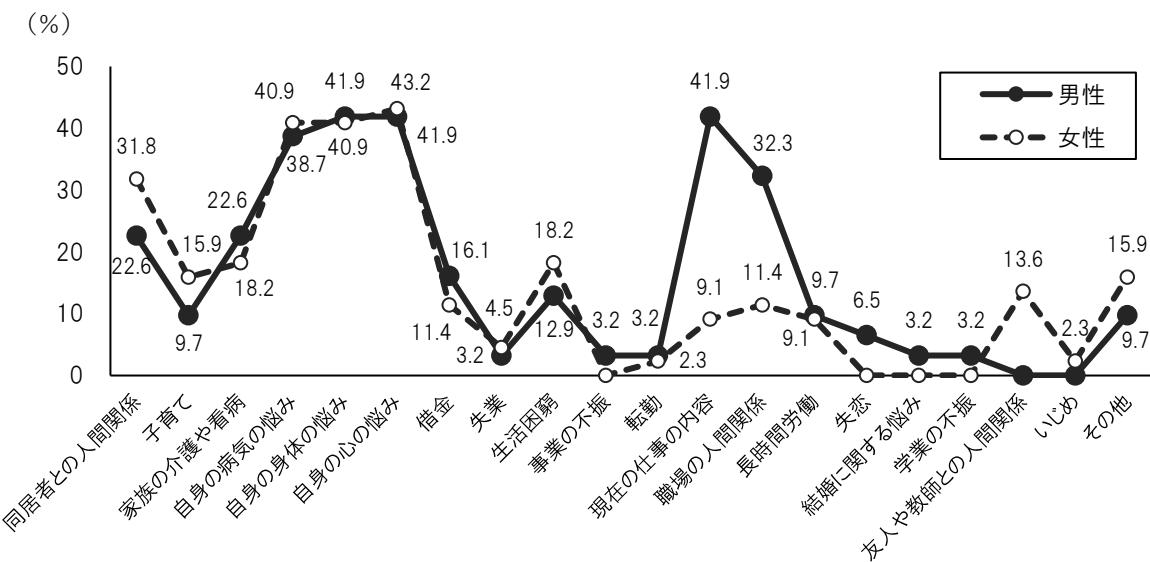


※回答から得られた得点に応じて「問題なし」「要観察」「要注意」の3段階で判定した結果。

②悩みや不安の内容

○悩みや不安の内容として、自身や家族の心身の問題、家族との関係性、生活困窮が男女ともに高くなっています。なお、男性は仕事関係、女性は友人等との人間関係の回答割合も高くなっています。

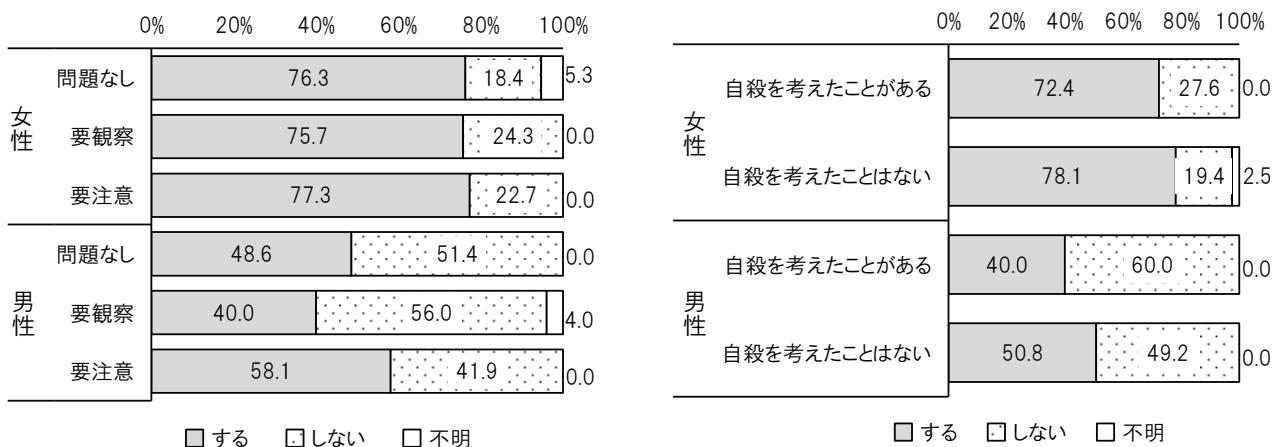
■どのようなことに悩みや苦労、ストレス、不安を感じるか（「要注意」判定者のみ）



③悩みなどの相談

○全体として、男性よりも女性の方が相談を「する」という回答が高くなっています。なお、自殺を考えたことが「ある」方は、「ない」方と比べて相談をするという回答が若干低くなっています。また、女性が心の健康状態にかかわらず相談をすると回答している一方、男性は健康状態が悪化してから相談するという傾向がみられます。

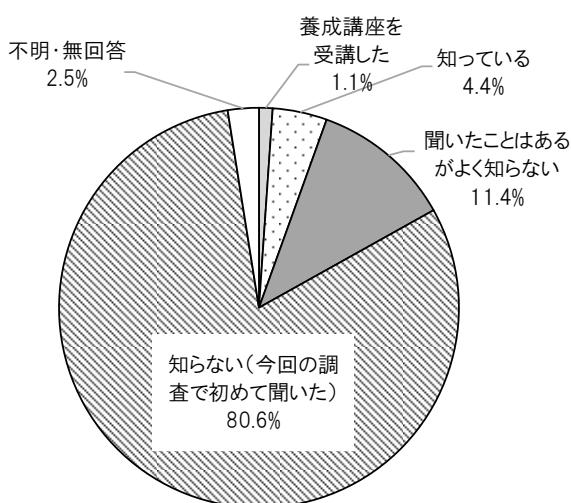
■悩みなどを相談するか（左：性・心の健康状態別、右：性・自殺を考えたことがあるか別）



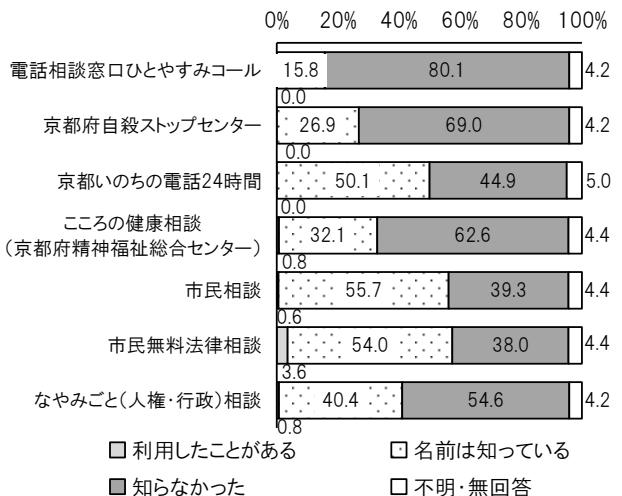
④自殺対策の認知状況

○自殺対策において主要な役割を担う「ゲートキーパー」という言葉について、市民の間での認知度は5%程度となっています。また、各種相談窓口の認知度については、「電話相談窓口ひとやすみコール」や「京都府自殺トップセンター」の割合が低くなっています。

■「ゲートキーパー」の認知度



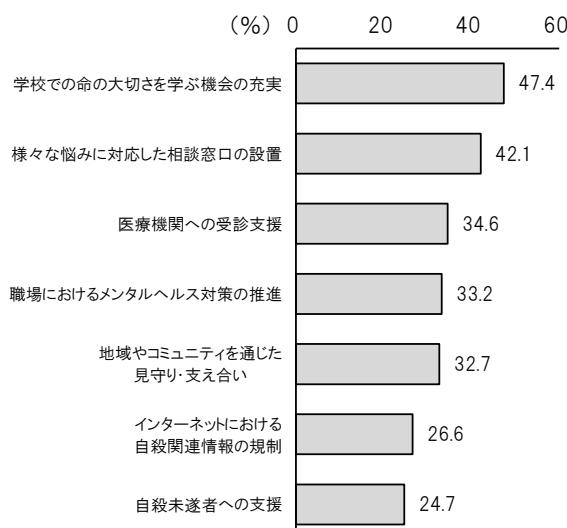
■各種相談窓口の認知度



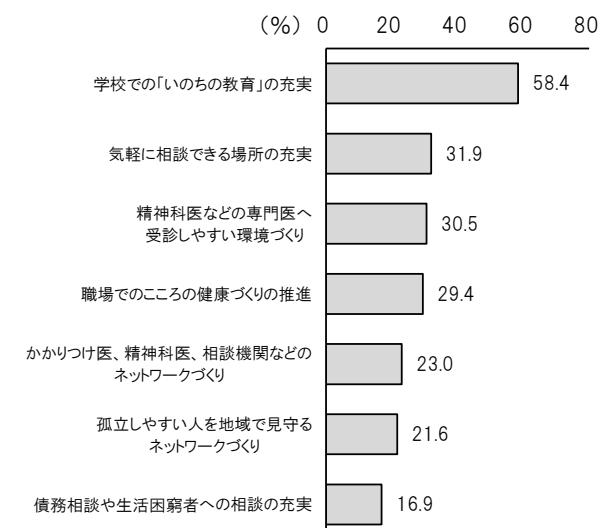
⑤今後求められる自殺対策

○今後必要な対策や自殺の減少に必要なこととして、学校での教育や相談できる場所の充実、専門医に受診しやすい環境づくり、職場でのこころの健康づくりが求められています。また、地域での見守りを通じた孤立対策も重要となっています。

■今後必要になると思う対策（上位7項目）



■自殺の減少に重要なこと（上位7項目）



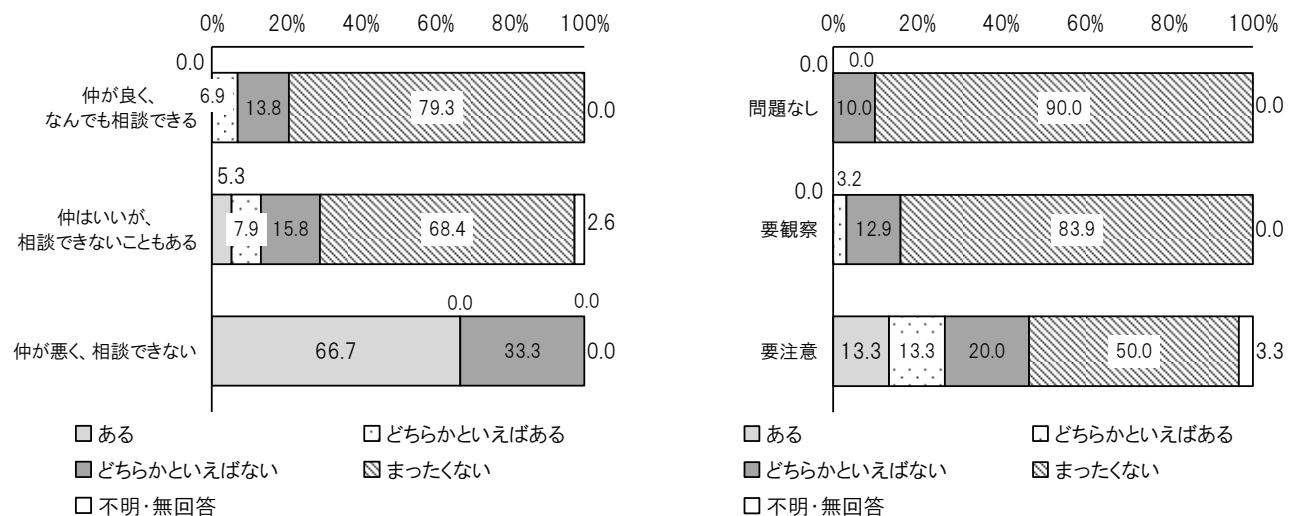
(3) 大学生アンケート調査結果

※大学生アンケート調査結果は、女性のみの結果となっています。

①心身の健康状態

○自殺を考えたことがあるかについて、家族との関係がよくない場合に「ある」と回答した割合が高くなっています。また、心の健康状態についても、要注意の場合に「ある」と回答した割合が高くなっています。

■自殺を考えたことがあるか (左: 家族との関係別、右: 心の健康状態別)

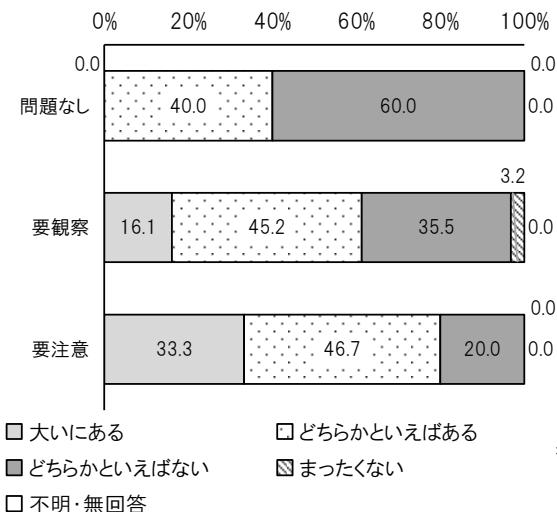


②学業に関する悩みや不安

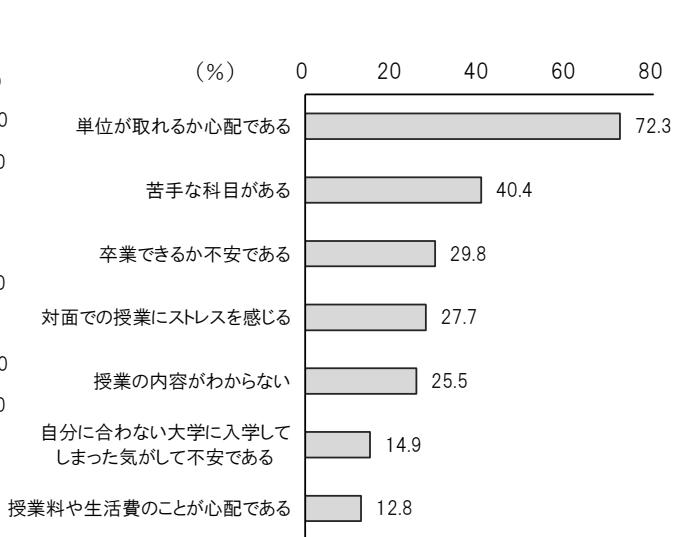
○学業に関する悩みや不安について、心の健康状態別でみると、状態が悪くなるにつれて悩みがあるという回答の割合が高くなっています。なお、悩みや不安の内容をみると、単位取得や卒業への不安、対面授業に対する不安という回答の割合が高くなっています。

■学業に関する悩みや不安の有無

(心の健康状態別)



■学業に関する悩みや不安の内容 (上位 7 項目)

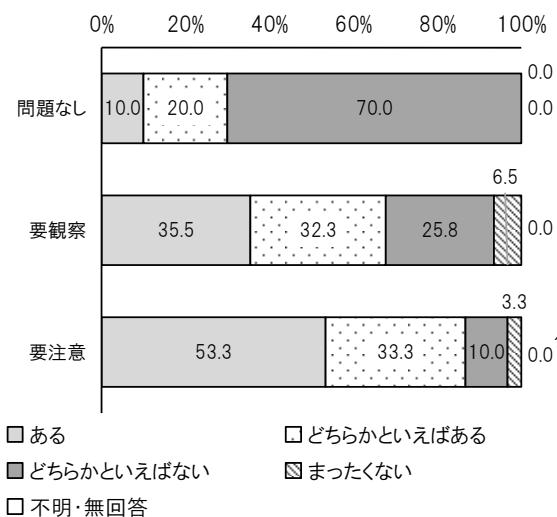


③学業以外の悩みや不安

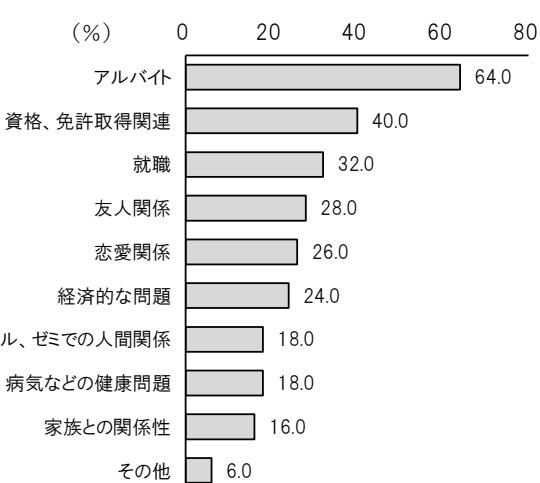
○学業以外の悩みや不安について、心の健康状態別でみると、状態が悪くなるにつれて悩みがあるという回答の割合が高くなっています。なお、悩みや不安の内容をみると、アルバイトや資格取得、就職や友人関係という回答の割合が高くなっています。

■学業以外の悩みや不安の有無

(心の健康状態別)



■学業以外の悩みや不安の内容

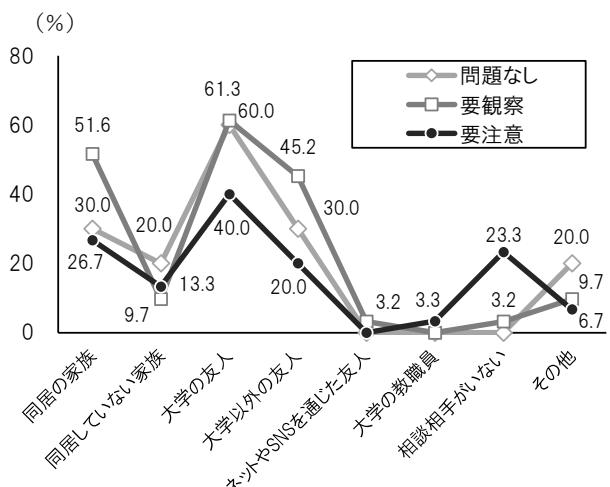


④悩みや不安の相談先

○悩みや不安の相談先については、全体としては家族のほか、学業関係は大学の友人、学業以外は大学以外の友人という回答の割合が高くなっています。なお、心の健康状態が要注意の場合、家族や友人といった回答の割合が低くなっているほか、相談相手がいないという回答の割合が高くなっています。

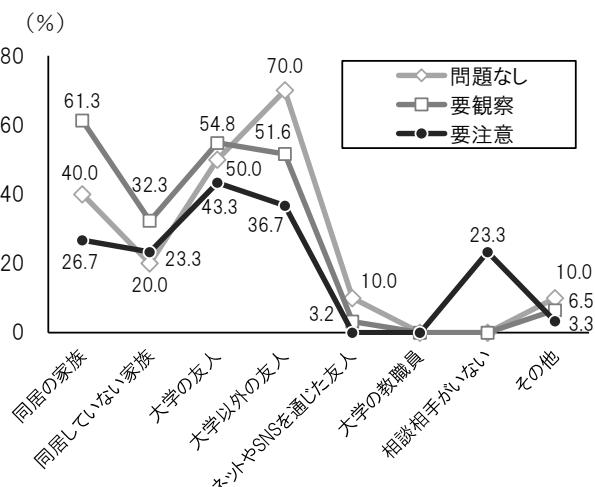
■学業に関する悩みや不安の相談先

(心の健康状態別)



■学業以外の悩みや不安の相談先

(心の健康状態別)

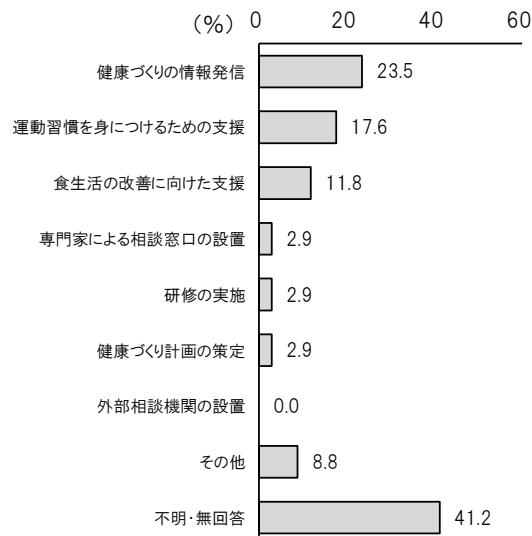


(4) 企業アンケート調査結果

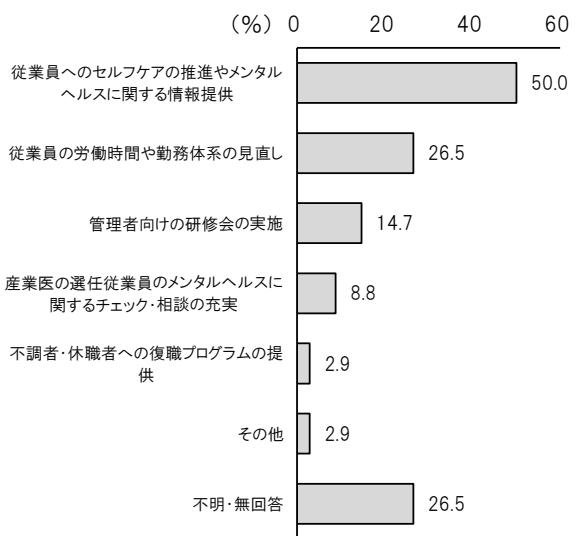
①従業員に対する支援

○企業の健康づくりに関する取組としては、情報発信や運動習慣を身に付けるための支援が多くみられます。また、今後取り組みたいこととしても情報発信が多いほか、労働環境の見直しという意見も一定数みられます。

■健康づくり支援としての取組



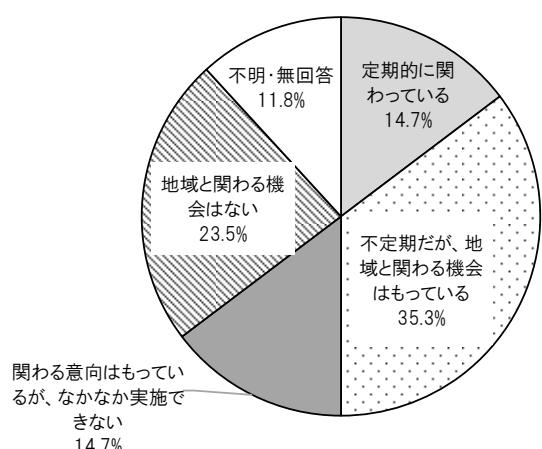
■心の健康づくりとして取り組みたいこと



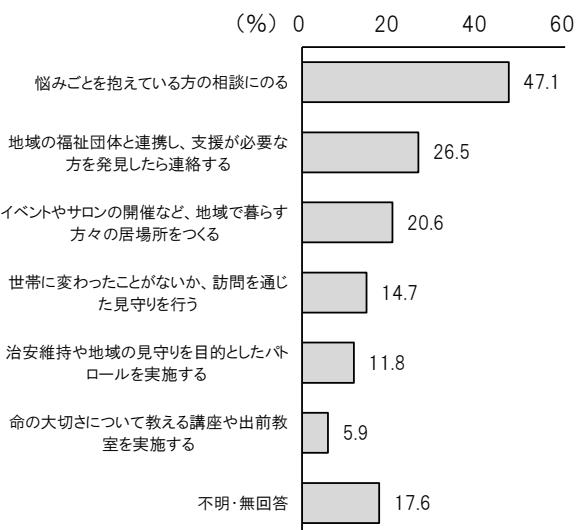
②地域との関わり

○企業の地域との関わりについては、全体の半数が関わりがあると回答しています。また、地域との関わりの中でできることについては、相談にのることや支援が必要な方を見つけたら連絡するなどといった回答が多くなっています。

■地域との関わりの有無



■地域との関わりの中でできること



3. 第1期計画の評価検証

ここでは、第1期計画に基づいて実施した事業について、成果と課題を整理して掲載しています。

（1）心身の健康づくり

- 「歩く健康づくり」の普及に向けた取組として、ウォーキング教室を開催しています。意識して歩くことやストレッチなどを継続している方は増えていますが、参加者の更なる増加に向けて引き続き事業の周知を進めていく必要があります。
- 各種がん検診やいきいき健診、カラダメンテナンスなど、各種検（健）診機会の提供に努めています。検（健）診の申込者数を増やすため、効果的な広報活動等を行うことが求められるほか、各種検（健）診の精密検査受診率を上げ、重症化予防を図る必要があります。
- 産前・産後サポート事業や産後ケア事業、産後のメンタルヘルスのスクリーニング事業など、妊娠出産期の女性の心身をサポートする事業を実施しています。産後うつ等への早期対応などを行っているところですが、妊娠中からの継続的支援、対象者への早期対応など、引き続ききめ細かな対応を実施していくことが求められています。

（2）地域や社会とのつながりづくり

- 子どもやその家族が地域や社会とつながるための場づくりとして、子ども会の運営助成や留守家庭児童会の開設、子どもの居場所づくり事業への活動支援などに取り組んできました。子どもが安全、安心して過ごせる居場所づくりは今後もニーズが見込まれるため、地域に様々な子どもの居場所づくりを進めていくことが求められます。
- 高齢者の居場所づくりとして、老人クラブやシルバー人材センターへの支援、高齢者の身近な居場所づくり支援事業などを進めてきました。高齢化に伴う高齢者の増加が本市においても進行しており、高齢者のニーズに対応できる場づくりが課題となります。

（3）孤立をさせない仕組みづくり

- 悩みを抱える方を早期に発見し、必要な支援につなぐことができるよう、学級運営補助員・特別支援教育支援員・キララソーターの配置、高齢者の生活実態把握事業、絆ネット構築支援事業の実施など、子どもから高齢者まで、地域や学校と連携したネットワークの構築に取り組んできました。また、ゲートキーパーについても、市民を対象とした講座の開催のほか、市職員の研修受講など、その普及に努めてきました。引き続き、ネットワークの強化と市民一人ひとりの資質の育成に努める必要があります。

（4）相談支援事業に適切につながる仕組みづくり

- 相談窓口や相談支援事業から適切な支援につなげることができるよう、相談や支援を行う人に自殺対策の視点を浸透させながら各種相談事業を実施してきました。適切な支援先につなげることができるように、関係職員の資質の更なる向上や庁内関係課・関係機関との連携強化を進めることが重要です。併せて、相談先自体の周知も引き続きを行い、市民が安心して利用できる相談支援体制を一層充実させていくことが重要となっています。

（5）事業の周知・啓発

- こころの体温計の二次元コード掲載やゲートキーパー養成研修会・講演会の案内など、生きる支援に関わる事業について、ホームページ及び広報へ掲載し、市民への周知啓発に努めています。アンケート調査では市民の認知度は必ずしも高くなかったことも踏まえ、引き続き、ホームページ及び広報に掲載し、自殺対策事業の周知に努めます。
- 自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）での集中的な啓発活動の実施、自殺予防とメンタルヘルスケアに関する講演会開催など、自殺対策についてより深く知っていただくための機会づくりにも取り組んできました。新型コロナウィルス感染症の影響により事業縮小の傾向にありましたが、今後はコロナ禍以前への復調を目指し、継続して事業を実施していく必要があります。

4. 課題のまとめ

統計データや各種調査結果より、自殺対策に関する課題を世代別に整理しました。

○：統計データ ▲：市民アンケート ■：大学生アンケート ★：企業アンケート

分類	関連データ	課題
若年層	<ul style="list-style-type: none"> ○20歳未満自殺死亡率は、女性は国平均と同程度だが、男性は国平均より高い。 ○男性の20歳代自殺死亡率は、各年齢層別自殺率の中で最も高い。国や府・近隣市町と比べても特に高くなっている。 ○自殺者のうち、学生の内訳として大学生が7割、高校生が1割、中学生が2割を占めている。 ▲生きがいを感じていないという若年層は男性に多く、心の健康状態も男性の方が悪い状態にある。 ■家族との関係性が良好でない場合、相談できる人がおらず、自殺リスクが高くなる傾向がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●大学ではコロナ禍以前の授業形態に復帰しているものの、依然として孤立している学生がいることが懸念されます。大学との連携によるアプローチの検討、地域との連携によるリスクを抱える学生の早期発見の体制強化が必要です。 ●職場での人間関係や過労などをストレスとして感じている若年層が多くいることがうかがえます。企業に対する啓発など、職場の環境改善の取組が必要となります。 ●家族との関係性が、相談できる人間関係の構築に影響を与える可能性があります。子どもとの関わり方についての啓発が、将来的な自殺予防につながる可能性があります。 ●追い詰められたときにSOSを発信できること、また、SOSを受け止められる環境があることも大切であることから、学校で命の大切さを学ぶ機会づくりを進めていくことが求められます。
壮年層	<ul style="list-style-type: none"> ○男性の30歳代、女性の30～50歳代の自殺死亡率が国や府・近隣市町と比べて高い。 ○職業の有無・同居別でみた場合、男女ともに「40～59歳・無職・独居」で自殺死亡率が特に高い。 ▲40～59歳女性は、健康状態が「良くない」、生きがいを「感じない」、心の健康状態が「要注意」の割合が他の年齢層と比べて高い。 ★企業の健康づくりの取組としては、情報発信を行っているという回答が高いが、相談支援やメンタルヘルスチェックなど、直接的な取組を行っている企業は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●家族や近隣、職場など、様々な場での人間関係を負担に感じている方が多くいることがうかがえます。地域や企業と連携した心の健康づくりの推進が求められます。 ●この年齢層の女性は、子育てや介護など、家族のケアによって板挟みに陥っている可能性が懸念されます。サービスの利用促進やアウトリーチによる支援、利用しやすい相談支援のあり方などを検討していくことが求められます。
老年層	<ul style="list-style-type: none"> ○60歳代以上の自殺死亡率については、男性は国平均より低いが、女性は60～70歳代が国平均より高い。 ○自殺者の職業別内訳で最も高いのは「年金等」となっている。 ▲男女ともに、年齢が上がるにつれて健康状態が「良くない」という回答が上昇している。また、80歳以上で心の健康状態が「要注意」の割合が上昇している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者を亡くし、独居となる高齢者が増加すると見込まれ、高齢者の孤立が今後顕著になることが予想されます。介護等で家族にかかる負担を懸念して自殺に陥る可能性も想定されるため、サービスの利用促進による負担軽減、終活など家族との事前の意思決定の取組が重要になります。 ●身体能力の低下により外出が困難となるため、リスクを抱えている方の発見が遅れてしまう可能性があります。介護予防活動や老人クラブ活動など、地域と関わる場への参加を促し、日頃からのリスク軽減を図る予防の視点が重要となります。

本計画では、若年層は29歳以下、壮年層は30歳から59歳、老年層は60歳以上としています。

第3章 基本的な考え方

1. 計画の基本理念

基本理念

すべての市民の“いのち”を 大切にするまち京田辺

本市では、「第4次京田辺市総合計画」に掲げるまちづくりの基本方向の1つである「いきいき健康で明るいまち」のもと、地域の絆を育み、互いに支え合いながら、市民一人ひとりが自分らしく健康に暮らし続けられるまちづくりの実現に取り組んできました。また、第1期計画を通じて、市民一人ひとりが自分らしく、いきいきと生活していくための事業を推進してきたところです。

社会情勢が目まぐるしく変化する今日において、引き続き、すべての市民が自分らしく暮らせるまちづくりを推進するために、引き続き「すべての市民の“いのち”を大切にするまち京田辺」を基本理念として掲げ、本計画を推進してまいります。

2. 計画の目標

国は、平成29（2017）年7月に閣議決定された大綱において、令和8（2026）年までに、自殺死亡率を平成27（2015）年と比べて30%以上減少させることを目標として掲げ、対策を講じてきました。令和4（2022）年10月に閣議決定された新たな大綱においても、引き続きこの目標が掲げられています。

本市においても、誰もが自殺に追い込まれることのないまちを実現するために、引き続き自殺者ゼロを目指します。

3. 施策体系

	基本目標	施策の方向性
基本施策	施策 1 地域におけるネットワークの強化	(1) 庁内の連携・つなぐ体制の強化 (2) 市全体でいのちを守るための体制強化 (3) 地域における見守り体制の充実
	施策 2 自殺対策を支える人材の育成	(1) 市職員に対する研修の実施 (2) 市民を対象としたゲートキーパー養成講座の開催 (3) 業務における気づきや連携の実施
	施策 3 住民への周知と啓発	(1) 自殺対策に関する周知・啓発 (2) 生きる支援に関する情報提供・講座の実施 (3) 生きやすいまちづくりに向けた意識啓発
	施策 4 生きることの促進要因への支援	(1) 相談・支援体制の充実 (2) 健康づくり・生きがいづくりの推進 (3) 自殺未遂者・自死遺族等への支援
	施策 5 子どもや若者、女性への支援	(1) 命の大切さを学ぶ教育・啓発の実施 (2) 子ども・若者への支援 (3) 女性・子育て家庭への支援
	施策 6 働いている人への支援	(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 (2) 働きやすい環境づくりの推進
	施策 7 高齢者への支援	(1) 地域包括ケアシステムと連携した自殺対策の推進 (2) 高齢者・介護者の心身の健康づくりの推進
	施策 8 生きづらさを抱えている人への支援	(1) 生活困窮者への支援 (2) 生きづらさを抱えている人への支援 (3) 孤立しないための支援

4. 「持続可能な開発目標（S D G s）」について

「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals、S D G s）とは、平成 27（2015）年9月の国連サミットで採択された、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年の 15 年間で達成するために定められた国際目標です。

本市においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、すべての人の平等かつ公平な社会参画を目指し、取組を進めていきます。

▼本計画に関連する S D G s のゴール



目標 1：貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



目標 3：すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標 4：質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標 5：ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



目標 8：働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



目標 16：平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

第4章 具体的施策の展開

1. 基本施策

施策1 地域におけるネットワークの強化

関連する
SDGs



施策を通じて実現したいこと

自殺対策は様々な分野が一体となって取り組むべきテーマであり、そのためには行政だけではなく、各種専門組織や地域で活動する団体が相互に連携し、情報共有や適切な支援先への接続などを円滑に行うためのネットワークを構築し、強化する必要があります。

施策1では、様々な生活課題に対応し、悩みや不安を抱えている人を早期に発見して対応できるよう、本市の生きる支援に関わるすべての主体がつながり、強力なネットワークを構築することを目指します。

▼各主体に求める役割

行政	<ul style="list-style-type: none">● 庁内関係課の連携を強化します。● 地域で暮らす人々が抱える生活課題の把握・共有や、福祉をはじめとした各分野の方向性について協議する会議を開催します。● 様々な団体との連携や、訪問する機会を活用しながら、全市的な見守り体制を充実させていきます。
地域団体	<ul style="list-style-type: none">● 日頃からの見守りを通じて、地域の現状を把握しましょう。● 悩みを抱えている人を見かけたら、必要に応じて適切な支援先へつなぎましょう。
企業・事業所	<ul style="list-style-type: none">● 地域課題について検討する会議に出席し、情報を共有しましょう。● 悩みを抱えている人のための相談先について知りましょう。● 悩みを抱えている人を見つけたら、相談先を教えてあげましょう。
市民	<ul style="list-style-type: none">● 悩みを抱えている人のための相談先について知りましょう。● 悩みを抱えている人を見つけたら、相談先を教えてあげましょう。

施策を通じて実現したいこと

自殺対策の推進のためには、一人ひとりが抱えている様々な悩みや不安、生活上の困難に気づき、寄り添うとともに、適切な支援先へつなげることができる人を増やすことが大切です。

施策2では、市民へゲートキーパー研修を実施するとともに、市職員の生きる支援に対する意識を向上させ、普段の業務において悩みや困りごとに気づき、適切な支援先につなげることのできる体制を整えることで、本市に住む市民全員で生きる支援を支えることができるまちとなることを目指します。

▼各主体に求める役割

行政	<ul style="list-style-type: none"> ●本計画に基づいた取組を率先して実施する主体として、市職員に対してゲートキーパー研修を実施するとともに、市民や企業・事業所の人々が受講してもらえるよう進めます。 ●市職員をはじめとした行政組織は、業務の中で市民と接する機会が多くあることから、これらの機会を有効に活用し、悩みを抱える人の発見と適切な支援先への連絡ができるよう連携を進めます。
地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ●行政が開催するゲートキーパー研修を受講しましょう。 ●普段の活動の中で、悩みを抱えている人を見つけたら、必要に応じて適切な支援先へつなぎましょう。
企業・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ●従業員に対して、行政が開催するゲートキーパー研修の受講を促進しましょう。 ●ゲートキーパー研修などで学んだ知識や情報について、職場で共有しましょう。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●行政が開催するゲートキーパー研修を受講しましょう。 ●行政が提供する、生きる支援に関する情報を積極的に取り入れましょう。 ●悩みを抱えている人を見つけたら、寄り添って傾聴しましょう。

施策を通じて実現したいこと

自殺対策を効果的に進めていくためには、生きる支援に関する情報や知識を市民一人ひとりがキャッチしていくことが重要であり、そのために、様々な機会を活用して周知・啓発を進めていく必要があります。

施策3では、自殺予防週間や自殺予防月間での周知・啓発の実施など、自殺予防に関する情報を様々な手段で発信するほか、健康づくりの推進や人権意識の高揚など、元気に自分らしく生きることに関連する周知・啓発も進めることで、いのちや人権の大切さを誰もが知り、学べるまちとなることを目指します。

▼各主体に求める役割

行政	<ul style="list-style-type: none"> ● 悩みを抱える人への寄り添い方や、自身が悩みや不安を抱えたときに気軽に相談できる窓口など、生きる支援に関する周知啓発を行います。 ● 健康づくりやメンタルヘルスなど、日々を元気に過ごすために有用となる情報について、各種媒体や講座等を活用して発信します。 ● 相手の個性を尊重し、誰もが自分らしく暮らすことのできるまちを実現するために、人権意識や性のあり方についての理解促進に向けた啓発を行います。
地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政が提供する情報を積極的に取り入れましょう。 ● 行政が提供する情報を、活動参加者やほかの団体と共有しましょう。 ● 行政が提供する情報から学んだことを、活動の中で活かしましょう。
企業・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政が提供する情報を積極的に取り入れましょう。 ● 行政が提供する情報を、職場で共有しましょう。 ● 行政が提供する情報から学んだことを、仕事の中で活かしましょう。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政が提供する情報を積極的に取り入れましょう。 ● 行政が提供する情報から学んだことを、普段の生活で活かしましょう。

施策を通じて実現したいこと

普段の暮らしの中で抱える様々な悩みや不安は、「生きることの阻害要因」として捉えられます。この「生きることの阻害要因」を減らし、前向きに元気に暮らしていくための「生きることの促進要因」を増やしていくことが生きる支援において重要なとなります。

施策4では、不安や悩みを解消するための各種相談支援を充実させるとともに、心身ともに健康になるための機会の提供を進めるほか、心に深い傷を負ってしまった人に寄り添う支援を実施することで、全市民に「生きることの促進要因」を提供できることを目指します。

▼各主体に求める役割

行政	<ul style="list-style-type: none"> ●普段の暮らしの中で抱え込んでしまう様々な悩みや不安を解決・軽減するために、様々な分野での相談支援を実施します。 ●心身の健康状態を保ち、日々を元気に過ごすことができるよう、自身の体の状態について知る機会や、健康づくりの機会の提供に取り組みます。 ●過去に心に深い傷を負ってしまった人や、取り残されてしまった人に対して、府内関係課の連携による支援体制の強化や情報提供を進めます。
地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ●悩みを抱えている人のための相談先について知りましょう。 ●心に深い傷を負っている人に気づいたら、寄り添うとともに、支援してくれる組織や団体を紹介しましょう。 ●地域住民の健康づくりに向けた活動を実施しましょう。
企業・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ●悩みを抱えている人のための相談先について知りましょう。 ●悩みについて相談できる部署や従業員を職場に設置しましょう。 ●職場でできる健康づくりに取り組みましょう。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●悩みを抱えている人のための相談先について知りましょう。 ●普段から自身の健康状態について知りましょう。 ●必要に応じて体を動かしたり、休息をとりましょう。

2. 重点施策

施策5 子どもや若者、女性への支援



施策を通じて実現したいこと

我が国の若年層の死因は自殺が最も多くなっています。若者が将来に対する希望を断念してしまうことのないよう、信頼できる大人が周囲にいる環境を整えることが必要不可欠です。また、近年は女性の自殺も増加傾向にあります。家庭問題や経済問題などで板挟みになることがないよう、きめ細かな支援が必要です。

施策5では、学校を中心として子どもを見守り支える体制を構築することや、女性が普段の暮らしの中で抱え込んでしまう不安や負担を解消できる支援を実施し、将来に希望を持てるまちとなることを目指します。

▼各主体に求める役割

行政	<ul style="list-style-type: none">命の大切さを理解するとともに、悩んだり不安を感じたときに周囲の人に相談したり、助けを求めるることは当然であるという認識を幼少期より育むために、学校の授業等を活用して子どもに対する啓発に取り組みます。子どもの自殺対策やいじめ防止対策に庁内関係課が連携し取り組みます。子どもや若者が学校や地域において孤立してしまうことのないよう、居場所づくりに取り組むとともに、子どもや若者の悩みに寄り添うことのできる支援体制を整備します。妊娠期から、出産、子育て期を通じて、伴走型の支援により、子育てに携わる家庭の負担や不安の軽減に関する取組を進めます。家庭問題や雇用問題など、女性が抱える悩みを解決・軽減するための相談支援を実施します。
地域団体	<ul style="list-style-type: none">子どもが犯罪に巻き込まれないよう、見守りをしましょう。子どもが安心して過ごすことができる居場所を提供しましょう。
企業・事業所	<ul style="list-style-type: none">働きながら子育てをする人をサポートしましょう。
市民	<ul style="list-style-type: none">子どもの発言は無視したりせず、積極的に話しを聞く機会をつくりましょう。パートナーと暮らしている世帯では、家事や育児などをパートナーと協力しながら行いましょう。

施策を通じて実現したいこと

過労やハラスメントなど、就労に関する悩みやストレスにより追い詰められてしまうことがないよう、働きやすい職場環境を整えることが求められます。

施策6では、職場におけるメンタルヘルスに関する相談支援の実施や、気持ちよく働くことができる職場の環境を整えるための周知・啓発に取り組み、すべての市民がワーク・ライフ・バランスを確立できるまちとなることを目指します。

▼各主体に求める役割

行政	<ul style="list-style-type: none"> ●労働を通じて抱え込んでしまった悩みや不安を解決・軽減するため、電話や対面等での各種相談支援を実施します。 ●ワーク・ライフ・バランスの確保やハラスメントの改善など、働きやすい職場環境づくりに向けた働きかけを行います。
地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ●仕事に関して悩みや困りごとを抱えている人がいれば、必要に応じて適切な支援先につなぎましょう。
企業・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ●悩みを抱えている人のための相談先について知りましょう。 ●悩みについて相談できる部署や従業員を職場に設置しましょう。 ●ハラスメント防止に向けた取組を実施しましょう。 ●過剰労働とならないよう、働き方について見直しましょう。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●働いている中での不安について解決・軽減できる相談先について知りましょう。 ●仕事に関して悩みや困りごとがあれば、相談してみましょう。 ●仕事に関して悩みや困りごとを抱えている人がいれば、寄り添ってあげましょう。

施策を通じて実現したいこと

高齢者は、パートナーとの離別や生きがいの喪失、身体機能の低下など他の世代に比べ、よりうつ傾向に陥るリスクの高い年齢層です。そのため、介護予防や生きがいづくりを通じて、いきいきと余生を過ごすための支援が必要となります。

施策7では、市が構築する地域包括ケアシステムとも連携しながら、相談支援や介護予防、生きがいづくりや居場所づくりに関する取組を進め、すべての高齢者が最期まで自分らしくいきいきと暮らすことのできるまちとなることを目指します。

▼各主体に求める役割

行政	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者やそのご家族が抱える悩みや不安を解決・軽減するために、様々な相談を受け止める体制の充実や社会参加の機会づくりなど、地域包括ケアシステムと連携した取組を進めます。 ●高齢者が最期までいきいきと暮らすことができるよう、介護予防を通じた健康づくりや地域活動等の生きがいづくりに関連した機会を提供します。
地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ●地域での見守りを実施しましょう。 ●高齢者の介護予防や生きがいづくりの機会となる活動を実施しましょう。
企業・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ●介護に携わる従業員がいる場合は、仕事と介護を両立できるようサポートしましょう。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターなど、高齢者のための相談先について知りましょう。 ●介護予防の取組に、早い段階から積極的に参加しましょう。 ●老人クラブなど、地域で活動する団体に参加しましょう。 ●趣味のサークルなど、仲間と生きがいづくりに取り組むことのできる場に参加しましょう。 ●認知症サポーター養成講座を受講し、サポーターとなりましょう。

施策8 生きづらさを抱えている人への支援

関連する
SDGs



施策を通じて実現したいこと

社会情勢や経済情勢、ライフスタイルの変化によって、既存の枠組みでは捉えきれない複合的な課題を抱えている人が増えつつあります。様々な分野や組織が横断的に連携することによって、包括的に支援できる体制を整える必要があります。

施策8では、生活困窮者への支援をはじめ、複合的な問題などを背景として生きづらさを抱えている人への支援のほか、地域や社会とのつながりを取り戻す取組を実施し、誰一人取り残さない、すべての人にやさしいまちとなることを目指します。

▼各主体に求める役割

行政	<ul style="list-style-type: none">● 経済的に困窮している人が健康で文化的な生活を送ることができるよう、日々の暮らしを保障するための支援や将来的な自立に向けた支援、住む場所の確保に取り組みます。● 既存の福祉の枠組みでは捉えにくい様々な要因を背景として、生きづらさを抱えている人を支えるために、関係部署や関係機関と連携しながら各種支援を進めます。● 一人暮らしの高齢者や日本語に不慣れな外国人など社会的に孤立する恐れのある人に対して、地域とのつながりを保つための機会提供や環境づくりに取り組みます。
地域団体	<ul style="list-style-type: none">● 様々な問題を抱えて困っている人を見かけたら、必要に応じて適切な支援先につなぎましょう。● 定期的な見守りを通じて、地域で孤立している人を把握し支えてあげましょう。
企業・事業所	<ul style="list-style-type: none">● 介護に携わる従業員がいる場合は、仕事と介護を両立できるようサポートしましょう。● ひきこもりの人などが社会とのつながりを取り戻すためのきっかけとなるような仕事の機会を提供しましょう。● CSR（企業の社会的責任）やCSV（共通価値の創造）を意識した事業を展開しましょう。
市民	<ul style="list-style-type: none">● 行政が提供するサービスを積極的に利用しましょう。● 悩みを抱えている人を見つけたら、寄り添って支えるとともに、必要に応じて相談先を教えてあげましょう。

3. 事業の一覧

施策1 地域におけるネットワークの強化

（1）庁内の連携・つなぐ体制の強化

主な事業・取組	内容	担当課
庁内連携体制の強化	悩みや困難を抱える人への支援を包括的・効果的に推進するため、庁内関係部署が共通の認識を持ち、連携して支援できる重層的な体制づくりに取り組みます。	全庁で取り組む

（2）市全体でいのちを守るための体制強化

主な事業・取組	内容	担当課
京田辺市障害者基本計画等策定委員会・京田辺市障害福祉推進会議の開催	「京田辺市障害者基本計画等策定委員会」や「京田辺市障害福祉推進会議」において、本計画の進捗管理を行います。	障がい福祉課
京田辺市地域自立支援協議会の開催	地域における障がいのある人への支援体制に関する課題を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議します。	障がい福祉課
地域ケア会議の開催	高齢者の生活の質の向上を目指して、多職種による協議を通じ、自立を阻害する生活上の課題に対して具体的な支援方法を検討します。	高齢者支援課
いじめ防止対策推進委員会の開催	いじめに関する事例や調査結果の共有、いじめ対策の検討などを行い、市及び学校におけるいじめ問題への取組の一層の充実を図ります。	学校教育課 こども・学校サポート室
民生委員・児童委員の活動への支援	地域における福祉を最前線で担う民生委員・児童委員の活動支援や委員の資質向上に向けた研修を実施します。	社会福祉課

（3）地域における見守り体制の充実

主な事業・取組	内容	担当課
絆ネット構築支援事業の実施	地域の高齢者、障がいのある人、子どもなどの見守りと生活支援を行うため、地域住民主体の福祉活動と様々な団体、企業などがそれぞれの特徴を生かしながら協力し合うネットワークを構築し、支援します。	社会福祉課

主な事業・取組	内容	担当課
高齢者の生活実態把握事業	節目年齢（喜寿、米寿、白寿、紀寿）を迎える人に對して祝金を手渡す際に、高齢者の生活状況などの聞き取り調査を行い、実態を把握するとともに、見守りを希望する人を民生委員・児童委員へつなぎます。	高齢者支援課

施策2 自殺対策を支える人材の育成

（1）市職員に対する研修の実施

主な事業・取組	内容	担当課
市職員を対象としたゲートキーパー養成研修会の開催	自殺対策に関する知識や対応方法について学ぶ機会として、市職員を対象としたゲートキーパー養成講座を開催します。	障がい福祉課
職員研修事業	働きやすい職場づくりとして、市職員に対するメンタルヘルス研修や、ハラスメント防止研修などを開催します。	職員課

（2）市民を対象としたゲートキーパー養成講座の開催

主な事業・取組	内容	担当課
ゲートキーパー養成講座の開催	自殺対策について理解し、身近な人を支えることができる人を増やすため、市民を対象としたゲートキーパー養成講座を開催します。	障がい福祉課

（3）業務における気づきや連携の実施

主な事業・取組	内容	担当課
税・利用料・保険料徴収における連携	税・利用料・保険料の徴収を通じて滞納者の相談を受けた場合など、必要に応じて関係課へとつなげます。	全庁で取り組む
訪問や調査における連携	生活相談や認定調査など、自宅へ訪問する機会がある場合に、対象となる人の生活状況等を把握し、必要に応じて関係課へとつなげます。	全庁で取り組む
市営住宅管理における連携	家賃滞納者への督促や、入居者からの相談を通じて、入居者やその関係者が抱える課題を把握し、必要に応じて関係課へとつなげます。	開発指導課

施策3 住民への周知と啓発

（1）自殺対策に関する周知・啓発

主な事業・取組	内容	担当課
市内高等学校・大学・企業への自殺対策事業連携訪問	市内の高校や大学、企業を対象として、自殺対策に関する取組について情報を提供します。	障がい福祉課
自殺予防週間・自殺対策強化月間での啓発活動の実施	自殺対策についての知識や相談窓口を広く市民に周知するため、自殺予防週間・自殺対策強化月間での情報発信や講演会の開催等を行います。	障がい福祉課 健康推進課
広報を通じた周知・啓発	「広報ほっと京たなべ」に自殺対策に関する記事を掲載します。	障がい福祉課 健康推進課

（2）生きる支援に関する情報提供・講座の充実

主な事業・取組	内容	担当課
ホームページや広報を通じた情報発信	本市の情報発信媒体を活用し、健康づくりやメンタルヘルスなど、生きることの促進要因につながる情報を発信します。	障がい福祉課
自殺予防とメンタルヘルスケアに関する講演会の開催	市民の正しい知識獲得を目的として、自殺予防やメンタルヘルスケアに関する講演会を開催します。	障がい福祉課

（3）生きやすいまちづくりに向けた意識啓発

主な事業・取組	内容	担当課
人権啓発推進事業	人権意識の向上に向けた取組を行い、人権侵害により不安を抱えたり精神的に追い込まれることを防ぎ、すべての人のいのちを大切にする地域づくりを推進します。	人権啓発推進課
人権教育推進事業	人権教育・啓発事業を通して、人権問題に対して正しい理解を深めることであらゆる偏見や差別の解消につなげ、誰もが安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。	人権啓発推進課
男女共同参画推進事業	男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発や、男性の家事・育児参画促進など、ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍の推進に向けた啓発を行い、性別によらず誰もが自分らしく暮らせるまちづくりを進めます。	人権啓発推進課

施策4 生きることの促進要因への支援

(1) 相談・支援体制の充実

主な事業・取組	内容	担当課
市民相談事業	人権擁護委員・行政相談委員による「なやみごと相談」や、弁護士による「無料法律相談」など、生活における悩みごとの解決に向けた相談支援を行います。	人権啓発推進課
女性の相談室での相談事業の実施	女性が生きていく中での様々な悩みごとに寄り添い支援を行います。	人権啓発推進課 (女性交流支援ルーム)
消費生活相談の実施	消費生活センターにおいて、多重債務の解決など消費生活に関する問題の解決に向けた相談支援を行います。	産業振興課
障害者生活支援センターでの相談支援の実施	障害者生活支援センター「ふらっと」において、障がいのある人やそのご家族が抱える悩みや不安の解決に向けた相談支援を行います。	障がい福祉課
「仕事とくらしの相談室 ぶらす」での相談支援の実施	ワンストップ型の相談窓口として、様々な問題を抱えている生活に困窮している人などに対して、必要な支援を提供します。	社会福祉課
子育て支援施設での育児相談の実施	子育て世代包括支援センター「はぐはぐ」、はぐはぐルーム松井山手、地域子育て支援拠点施設などにおいて、妊娠、出産、子育てに関する心配や疑問、悩みなどについて相談支援を行います。	子育て支援課
家庭児童相談室での相談支援の実施	子ども本人や家庭、学校などからの相談に、専門の相談員が応じる相談支援を行います。	子育て支援課
虐待に関する相談支援の実施	児童・高齢者・障がい者虐待の未然防止や早期発見に向けた相談支援を行います。	子育て支援課 高齢者支援課 障がい福祉課
保健師・栄養士による健康相談の開催	保健師や栄養士による健康相談を行います。	健康推進課
医師による健康相談の実施	医師による健康相談を行います。	健康推進課
専門医による「こころの健康相談」の実施	京田辺市保健センターにおいて、精神科医によるこころの健康相談を行います。	健康推進課

(2) 健康づくり・生きがいづくりの推進

主な事業・取組	内容	担当課
各種検(健)診等の機会の提供	市民が自身の心身の健康状態について知り、生活上のアドバイスを受ける機会として、特定健診などの各種検(健)診を実施します。	健康推進課 国保医療課
健康教室の開催	健康づくりに関連する情報を提供したり、健康づくりを実践する教室を開催します。	健康推進課
食育事業の実施	バランスの取れた食事の摂取や適切な食習慣の習得に向けた食育事業を実施します。	健康推進課
ウォーキング教室の開催	心身の健康状態の維持や参加者同士の交流を目的としたウォーキング教室を開催します。	健康推進課
出前講座の実施	心身の健康づくりについて学ぶことのできる出前講座を実施します。	健康推進課
「こころの体温計」事業の実施	自身や家族のこころの健康状態を、スマートフォン等で気軽に確認することができる「こころの体温計」事業を実施します。	障がい福祉課
健康づくりの場となる空間の維持管理	市内公園や水辺の散策路など、市民の健康づくりの場となる空間について、安全に利用できるための維持管理に取り組みます。	公園緑地課

(3) 自殺未遂者・自死遺族等への支援

主な事業・取組	内容	担当課
救急対応に関する 庁内連携体制の強化	緊急性が認められるときは、支援可能と思われる関係機関へ積極的に連絡を取るなど、関係部署と連携した対応の強化に努めます。	消防本部 (関係課)
自死遺族への情報提供	自殺対策や遺族支援に関する情報を市ホームページや広報紙等に掲載し、自死遺族に対する情報提供に取り組みます。	障がい福祉課

施策5 子どもや若者、女性への支援

（1）命の大切さを学ぶ教育・啓発の実施

主な事業・取組	内容	担当課
自己肯定感を育てる教育の実施	道徳科の授業や特別活動等で、子ども自身の自己肯定感を育むことのできる教育を実施します。	こども・学校サポート室

（2）子ども・若者への支援

主な事業・取組	内容	担当課
子ども会の運営助成	各地区で実施される子ども会の運営のための費用を助成します。	社会教育課 (中央公民館)
補助員・支援員の配置(学級運営支援員・特別支援教育支援員・キララサポート等)	子どもが抱える様々な悩み・不安に気づき、早期対応できるようにするために、教員とともに支援にあたります。	こども・学校サポート室
公認心理師による学校等へのスーパーバイズ	幼稚園や小中学校を対象として、子どもとの関わり方等についてアドバイスをする公認心理師を派遣します。	こども・学校サポート室
スクールカウンセラーによる教育相談の実施	子どもや保護者と対話し、悩みの軽減や解決に向けた教育相談を実施するスクールカウンセラーを市内各校で実施します。	こども・学校サポート室

(3) 女性・子育て家庭への支援

主な事業・取組	内容	担当課
産前・産後サポート事業	妊娠中から産後1年未満の人を対象に、助産師が家庭訪問し妊娠・出産・子育てに関する悩みについて相談支援を行います。	子育て支援課
パパママセミナーの実施	妊娠とその配偶者を対象に、赤ちゃんを迎えた後の生活をイメージしやすいようセミナーを開催しています。妊娠中の悩みの相談や実技指導も行います。	子育て支援課
産後ケア事業	退院直後に支援が必要な母子を対象に、宿泊や助産師の家庭訪問などにより、出産後の悩みについて相談支援、実技指導、ケアを行います。	子育て支援課
産後のメンタルヘルスのスクリーニング事業	出産後の母親に対して、質問票を通じてこころの健康状態を評価するスクリーニング事業を実施します。	子育て支援課
すくすく子育て相談の実施	地域子育て支援センターにて、日頃の子育ての中で食事や排せつ、発育・発達に関する事、子どもとの関わり方などたくさんのお心配や疑問、悩みについての相談支援を行います。	子育て支援課
子育てサロンへの支援	民生児童委員協議会の活動を支援し、子どもとの保護者の地域での交流の機会をつくります。	子育て支援課
ハイリスク妊婦への対応	予期せぬ妊娠や合併症の併発など、出産に大きなリスクを抱える妊婦を支援する体制を整備します。	子育て支援課
ひとり親家庭支援事業	ひとり親家庭の経済的負担軽減を目的として、各種給付金を給付します。	子育て支援課
子育て短期支援事業ショートステイ	保護者の入院、出張、育児疲れ等で一時的に保護が必要な小学生以下の児童を、児童福祉施設でお預かりします。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい人、援助をしたい人をマッチングし、保育施設への送迎や、一時預かりなど、地域での相互援助活動を行います。	子育て支援課
育児サークルへの活動支援	市内の育児サークルの活動を支援し、子どもとの保護者の交流の場を作ります。	子育て支援課

主な事業・取組	内容	担当課
一時的保育事業	保護者の就労、けがや病気等で家庭での保育が困難な場合に、一時的に未就学児の保育を行います。	輝くこども 未来室
就学援助制度	経済的な理由により、就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費などの費用について援助を行います。	学校教育課
留守家庭児童会の運営	保護者が就労などで放課後に家庭にいない児童の健全な育成を図るため、留守家庭児童会の運営を行います。	社会教育課
家庭支援推進保育士の配置	専任の保育士が家庭への支援等を中心に担い、育児相談や悩み事等に対応することで、保護者の育児に係る心理的・精神的な負担を軽減していきます。	輝くこども 未来室
女性交流支援ルーム運営事業	女性相談や経済的自立のための就業支援、関係団体を対象とした情報交換の場の提供や団体の活動支援を実施します。	人権啓発推進課

施策6 働いている人への支援

（1）職場におけるメンタルヘルス対策の推進

主な事業・取組	内容	担当課
電話や対面による相談の実施	「男性のための電話相談」「女性の相談室」をはじめとする相談窓口で、職場・仕事の人間関係のストレス解決に向けた支援を行います。	人権啓発推進課
相談先の周知	職場環境に関する相談先（市民相談電話、京都府労働相談所）について、市ホームページで公表し周知します。	人権啓発推進課

（2）働きやすい環境づくりの推進

主な事業・取組	内容	担当課
セミナーを通じた周知・啓発	職場に講師を派遣し、ワーク・ライフ・バランス、ハラスメント、働き方改革等をテーマとしたセミナーを開催することにより、気持ちよく働くことができる職場環境づくりを推進します。	人権啓発推進課
職場環境改善に向けた周知・啓発	働き方改革やハラスメント防止、ゲートキーパー養成研修会など、職場環境の改善に向けた周知・啓発を、京田辺市商工会と連携しながら取り組みます。	産業振興課 障がい福祉課

施策 7 高齢者への支援

(1) 地域包括ケアシステムと連携した自殺対策の推進

主な事業・取組	内容	担当課
総合相談事業	地域包括支援センターで、高齢者やその家族からの様々な相談に応じ、各関係機関と連携し、高齢者が自分らしく暮らせるように支援します。	高齢者支援課
老人福祉センター運営事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市内にある老人福祉センターを、生きがいや健康づくりの場として提供し、社会参加の機会の充実を図っていきます。	高齢者支援課

(2) 高齢者・介護者的心身の健康づくりの推進

主な事業・取組	内容	担当課
一般介護予防事業	住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らしていくようにするために、介護予防に関する啓発を行い、高齢者のフレイル予防を推進します。	高齢者支援課
高齢者いきいきポイント事業	地域のボランティア活動への参加実績に応じて付与されるポイントにより交付金が交付される事業は、外出や会話の機会を促進します。	高齢者支援課
老人クラブへの支援	老人クラブに必要な支援を継続することにより、健康づくりや介護予防などの活動への継続的な参加を可能にし、孤立を防止します。	高齢者支援課
高齢者の身近な居場所づくり支援事業	様々な健康づくりを地域の公民館等で行うことで、身近な居場所づくり活動を支援し、地域とのつながりを持てるようにします。	高齢者支援課
シルバー人材センターへの支援	補助金の交付により、シルバー人材センターを支援し、働くことを通じて健康的に生きがいを持って地域社会に貢献する機会を作ります。	高齢者支援課

施策8 生きづらさを抱えている人への支援

(1) 生活困窮者への支援

主な事業・取組	内容	担当課
「仕事とくらしの相談室 ぱらす」での相談支援の実施	生活困窮者に対して、生活保護に至る前の段階での自立相談支援、住居確保給付金の支給、就労準備支援、学習支援等の支援を実施し、生活困窮者の自立を図ります。	社会福祉課
生活保護事業の実施	生活に困窮する市民に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立の促進を図ります。	社会福祉課
市営住宅の運営	一定の条件を満たす、住宅困窮者に対して、低家賃で市営住宅を賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与します。	開発指導課

(2) 生きづらさを抱えている人への支援

主な事業・取組	内容	担当課
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度、虐待などの相談、成年後見申立、費用助成を実施することで、判断能力が十分でない人たちが地域で安心してその人らしく生活できるよう支援します。	高齢者支援課 障がい福祉課
家族介護者への支援	介護に携わるご家族の負担軽減を目的として、サービスの利用促進や家族介護者同士の交流機会の提供等に取り組みます。	高齢者支援課
認知症家族への支援	認知症の人のご家族の負担軽減を目的として、認知症カフェや家族交流会を実施します。	高齢者支援課
不登校児童生徒への対応	教育支援センターを中心として、不登校の未然防止と不登校児童生徒が主体的に社会的自立に向かうことができる多様な学びの場を確保します。	こども・学校サポート室
犯罪被害者への支援	犯罪で被害を被った人を対象とした相談支援を行うほか、生活安定を目的とした見舞金を提供します。	人権啓発推進課
ひきこもり支援事業	関係機関で構築されるネットワークを通じて、支援を必要とする人の社会参加に向けた相談や就労定着等の支援を行います。	社会福祉課

(3) 孤立しないための支援

主な事業・取組	内容	担当課
京田辺ソリデール事業の実施	高齢者が若者に対して空室を低家賃で提供し、共に暮らすことで若者・高齢者の交流を促すとともに、孤立を防ぐ取組を進めます。	開発指導課
外国人へのサポートの実施	本市で暮らす外国人が市役所等で手続きをする際、国際交流員を派遣し、通訳等のサポートを行います。	市民参画課
日本語教室の開催	本市で暮らす外国人を対象として、日本語や日本の文化について学ぶことのできる教室を開催します。	社会教育課 (中央公民館)

資料編

1. 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に關し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名譽及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一條 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等 (自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

第2期京田辺市“生きる”支援計画

—京田辺市自殺対策計画—

発行日：令和6年（2024年）3月

発行：京田辺市 健康福祉部 障がい福祉課

〒610-0393 京都府京田辺市田辺80

TEL：0774-64-1372 FAX：0774-63-5777